

◇部活動の意義

- ・学年や学級の所属をこえて、共通の興味・関心を持った生徒が集まり、顧問の指導のもと、それぞれの体育的・文化的活動を行う場である。

◇部活動の目的と意義

- ・生徒の自主性を高め、協同・友愛の精神を培う。
- ・興味や特技を活かし、個々の能力を伸長する。
- ・個性を磨き、心身を鍛練することにより、充実した学校生活を送れるようにする。

1. 【部活動の細則】

- ① 各部は顧問教職員及び部活動指導員・外部講師（以下顧問）によって指導される。
- ② 各部には、部長またはキャプテン（部によっては副部長または副キャプテン）を置く。
- ③ 生徒は自分の希望する部に入部することができる。ただし、顧問の指示に従うこと。
- ④ 入部の際には、学校が準備する入部届を学級担任を通じて顧問に提出する。
- ⑤ 年度途中の入部は原則として認めない。ただし、事情によっては、それぞれの顧問と保護者・担任と相談の上、認める場合もある。
- ⑥ 退部の際には、退部届（様式有）を学級担任を通じて顧問に提出する。
- ⑦ 新たに発足する部は、1年間は同好会として活動する。
- ⑧ 顧問の欠員、部活動生徒の減少などにより、廃部になる場合もある。
- ⑨ 毎月第3水曜日を全市一斉の休養日とする。
- ⑩ 学校閉庁日は原則、部活動休養日とする。
- ⑪ 部活動休養日・活動時間について
原則、週当たり2日以上を休養日とする。

○土・日曜日は必ずどちらか1日、平日（祝日含む）に週当たり1日以上の休養日进行ける。

○中体連等の大会のため2日間実施した場合は、平日にプラス1日の休みを进行ける。

○部活動の状況により平日に週当たり1日以上の休養日を設定することが困難な場合は、下記の通り一定数以上の休養日（定期試験前や学校閉庁日等）を平日に設定する。

○平日の活動時間は、18時30分までとし19時完全下校とする（大会前等は変更する場合がある）

○土・日曜日の活動時間は、3時間程度とする。

2. 【部活動の成立条件】

以下の条件を満たした時、部活動が成立する。

- ① 各部は、年度初めの職員会議の承認を得る。
- ② 文化部・運動部ともに、構成人員が1名以上在籍する。
- ③ 活動場所が保障されている。
- ④ 顧問教師が1名以上（運動部については2名以上が望ましい）所属されている。

3. 【部活動のきまり】

- ① 各部長（キャプテン）は、部員の代表としての自覚を持って部員を把握し、活動計画の推進に努める。
- ② 土・日・祝祭日及び昼食が必要な日（始業式・終業式、定期考査最終日など）に活動する部活動については、次の事項を守る。

(1) 必ず家庭から昼食を持参し、活動に必要なもの以外は持ち込まない。

(2) 練習への参加における自転車の使用は原則として認めない。

(ただし、平日の練習などで遠方の場所を使用する場合、校長の許可で認める。)

③ 部室は更衣を主な目的として使用する。その際、次の事項を守る。

(1) 部室の管理は部長（キャプテン）が責任を持って行う。

(2) 部員とともに整理整頓を心掛け、清潔に保つようにする。

(3) 部外者を入室させてはならない。

④ 施設・用具の使用については、必ず部長（キャプテン）が責任を持って指導する。また、使用器具、ボールなどの管理をきちんと行う。個人の部活道具は個人で管理をすること。

⑤ 一度帰宅してから練習に来るときは、制服を着用する。ただし、顧問の許可を得て体操服または顧問の認める練習着で登校してもよい。

⑥ 早朝練習を行う場合については、次のことを守るようにする。（1日の練習時間に加算）

(1) 中体連の大会前で早朝練習を行う場合は、短期間の練習で行うこと。

活動は8:05まで。終了後直ちに更衣・後片付けをし8:20までには必ず教室に入る。

(2) 練習は必ず顧問の監督のもとで行い、生徒だけで練習を行うことはできない。

(3) 早朝練習で学校に来るときは、標準服を着用して登校すること。

4. 【遵守事項】

① 部室の不正使用をしない。活動時以外の部室の使用を禁止する。

② ジュースや菓子類の飲食および外食は禁止する。（土・日・祝日のスポーツ飲料は認める）

③ 体育系の部活動の服装は、華美にならないようにする。

④ 部活動後の下校については、各部で集団下校を心がける。

⑤ 下校途中での買い食いや寄り道をしない。

⑥ 活動終了後は直ちに下校する。他の部活動の生徒を待たない。

5. 【その他の注意事項】

① 従来で部で成立条件を満たさない場合は、その年度は原則休部とする。

② 定期考査前の活動は、5日間以上の休みをとる。ただし、公式戦直前などの特別な理由がある場合は、管理職と相談し保護者に理解を得るためのプリントを配布する。

③ 顧問教師がいない場合は活動を休止する。ただし、代替の教師がついて事故やトラブルなどに対応できる場合は活動できる。その場合、顧問代替教師の指示に従い、始めと終わりの連絡を必ず行う。

④ 生徒心得や部活動細則に違反したり、横代中学校生徒として好ましくない行動があったりした場合は、次の処置をとる。

【休部】

・買い食い、部室の目的外使用、自転車の許可違反、部員間の暴力行為やいじめ、その他横代中学校の生徒として、ふさわしくないと思われる行動が行われた場合、顧問者会議にて休部処置を行い日数も設定できる。

【廃部】

・成立条件を満たさない部、生徒指導上の休部を繰り返す部については、職員会議の承認を得て廃部処置とする。

⑥ 部活動生徒は、卒業するまで部員としての自覚を持ち、横代中学校生徒として責任ある学校生活を送ること。